

乙部町公共施設等総合管理計画・概要版

1章 はじめに

乙部町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に組み込んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに老朽化が進んできており、施設の安全性や機能性を確保するためには維持管理、更新等に膨大な経費が必要となります。

今後は人口減少や少子高齢化の進展により歳入が減少し、町の財政状況はより一層厳しくなっていくことが予測され、これらの課題への対応が求められています。

「乙部町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、施設の更新や統廃合、長寿命化等、今後どのように対処すべきか、その方向性や考え方を定めることを目的としています。

2章 公共施設等の現況

保有する建築系公共施設は、132 施設、235 棟、総延べ床面積は約 82,218 ㎡となっています。

用途別延べ床面積の構成比では、公営住宅が最も多く 20.7%、次いで学校教育系施設 17.6%、集会所等の市民文化系施設 11.3%となっており、この3つで町有建築物の約半分を占めています。

道路、橋りょう等の土木系公共施設の保有量は、町道約 124 km、農林道 28 km、橋りょう約 0.9 km、簡易水道管約 71 km、下水道管 31 kmなどとなっています。

図 建築系公共施設の施設数の内訳

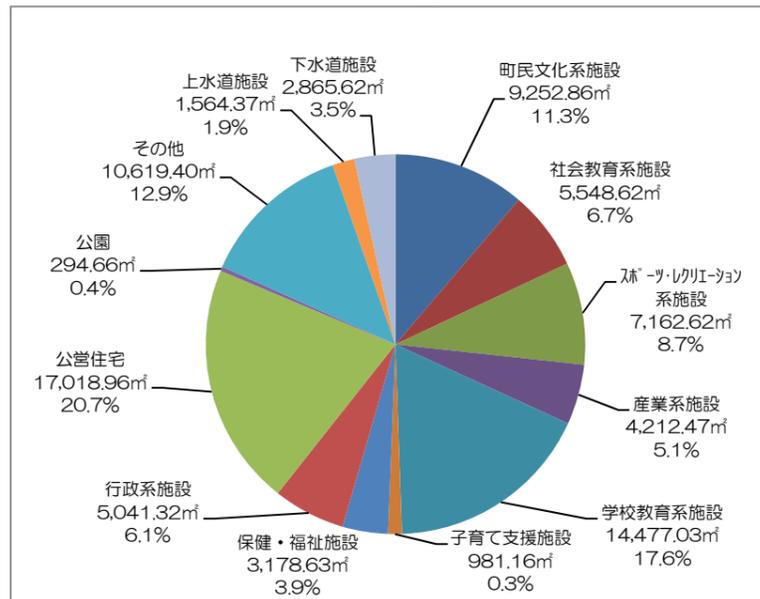


表 主なインフラ系公共施設

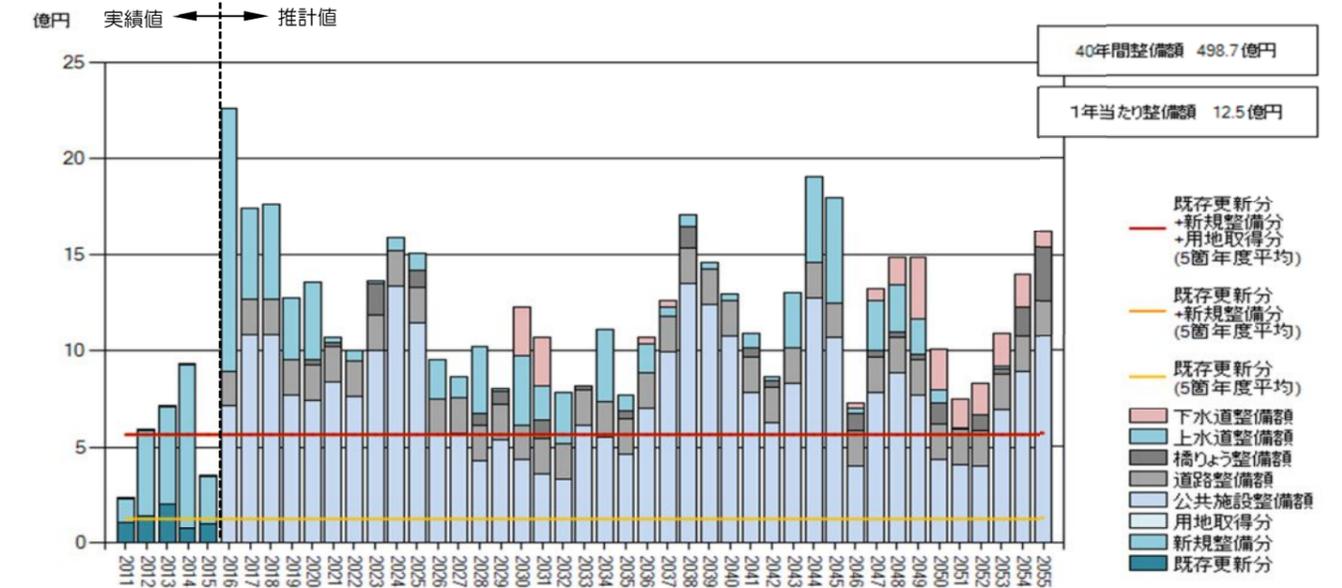
分類	内訳
道路	村道 実延長合計 123,943m (舗装済: 90,076m)
	農林道 実延長合計 28,844m
橋りょう	実延長合計 931m
上水道	実延長合計 70,682m
下水道	実延長合計 30,923m

3章 公共施設等における更新費用の推計

今後新たな建設は行わず、建設後 30 年で大規模改修、建設後 60 年で建替をすると仮定した総務省提供の更新費用試算ソフトを使用し、今後 40 年間にかかる建築系、インフラ系公共施設の更新費用の見通しを推計した結果、40 年間の更新費用総額は 498.7 億円で、年当たり 12.5 億円必要となります。過去 5 年間(2011～2015 年度)の投資的経費の実績(年平均 5.66 億円)と比較すると 2.2 倍となります。

更新費用の推移をみると、今後 10 年間に費用が大きく膨らみ、その後比較的費用がかからない期間が続きますが、2036 年度以降に再び費用が大きく膨らむなど年度によるバラつきがみられます。

図 公共施設等全体の更新費用



4章 公共施設等を取り巻く課題の整理

1. 公共施設等の現況と更新費用の見通し

現在保有する全ての公共施設を持ち続けていく事は困難であると考えられ、施設の保有量の縮減や施設の計画的な維持管理による費用の縮減、平準化等が必要となります。

2. 将来人口の見通し

乙部町人口ビジョンでは、人口減少のペースを落とすような目標を掲げていますが、それでも減少は避けられません。将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

3. 建築系公共施設の劣化度

施設の利用状況に関わらず、定期的な既存施設の点検・調査による管理により、施設の劣化を防ぐことも重要です。

4. 劣化度・利用度の両面から見た建築系公共施設現況

劣化度・利用度の両面の施設特性から、施設の修繕の優先順位や改修・削減等の個別方針を定め、本町の保有施設量を管理していくことが必要です。

5章 公共施設マネジメントの理念と目的

【理念】

乙部町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目的】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

【計画期間】

本計画は、長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るために、計画期間を40年とします。

6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 人口減少を見据えた整備更新

本町は、引き続き人口減少が見込まれています。公共施設の整備・更新、維持管理には多額の費用が必要であり、人口動態や財源などに沿って適切に調整します。また、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な予防保全やニーズに即した機能改善により、できる限り長期間使用します。

2. 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

3. 民間活力の導入

町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達等において、公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、自治会など、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。



平成26年度町政懇談会風景

7章 公共施設の管理に関する実施方針

1. 点検・診断等の実施方針

・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

3. 安全確保の実施方針

・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。また、施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討します。

4. 耐震化の実施方針

・新耐震設計基準に満たない公共施設は、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施します。

5. 長寿命化の実施方針

・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。

6. 統合や廃止の推進方針

・危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設は、施設の統廃合及び供用廃止を検討します。
・施設の統廃合等に伴う住民サービスの水準低下を最小限にするための検討をします。

8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

8章では、「6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」や「7章 公共施設の管理に関する実施方針」を踏まえ、建築系公共施設（ハコモノ）とインフラ系公共施設（道路・橋りょう・上下水道等）に分類し、施設の種類毎に基本的な管理方針を定めており、建築系公共施設については個別の施設についても管理の方向性を示しています。

9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等の一元管理、各課の調整機能を持ち、計画の進行管理を行う体制をつくります。
- ・町民等の利用者と行政の相互理解や共通認識の形成等、協働を促進する環境をつくります。
- ・指定管理者、PPP等の活用により、民間資金、ノウハウの導入を進めます。
- ・全体の予算編成を踏まえながら、優先度の高い施設へ予算配分する仕組みを検討します。
- ・施設量の適正化、予防保全的な維持管理、コスト感覚に対する職員意識の向上に努めます。

2. フォローアップの実施方針

- ・本計画に基づいた各施設の具体的な個別計画の策定を検討し公共施設等の整備を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価します。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報共有できる環境整備に努めます。